

福岡県公報

平成19年 8 月 31 日
第 2 7 2 2 号

目 次

告 示 (第1610号 - 第1631号)

町の区域の設定	(地 方 課) 1
都市計画の変更	(都市計画課) 4
道路の区域の変更	(道路維持課) 4
道路の供用の開始	(道路維持課) 4
道路の区域の変更	(道路維持課) 4
飼料の試験結果の概要	(畜 産 課) 5
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課) 7
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(都市計画課) 7
保安林予定森林の所在場所等	(治 山 課) 7
解除に係る保安林の所在場所等	(治 山 課) 8
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの変更の届出	(新雇用開発課) 8
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 8
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 9
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)10
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)10
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)11
道路の区域の変更	(道路維持課)11

道路の供用の開始	(道路維持課)11
情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等	(高度情報政策課)11

公 告

競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)12
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)13
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)16

告 示

福岡県告示第1610号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、新宮町長から新宮町の町の区域を次のように新たに画する旨の届出があった。

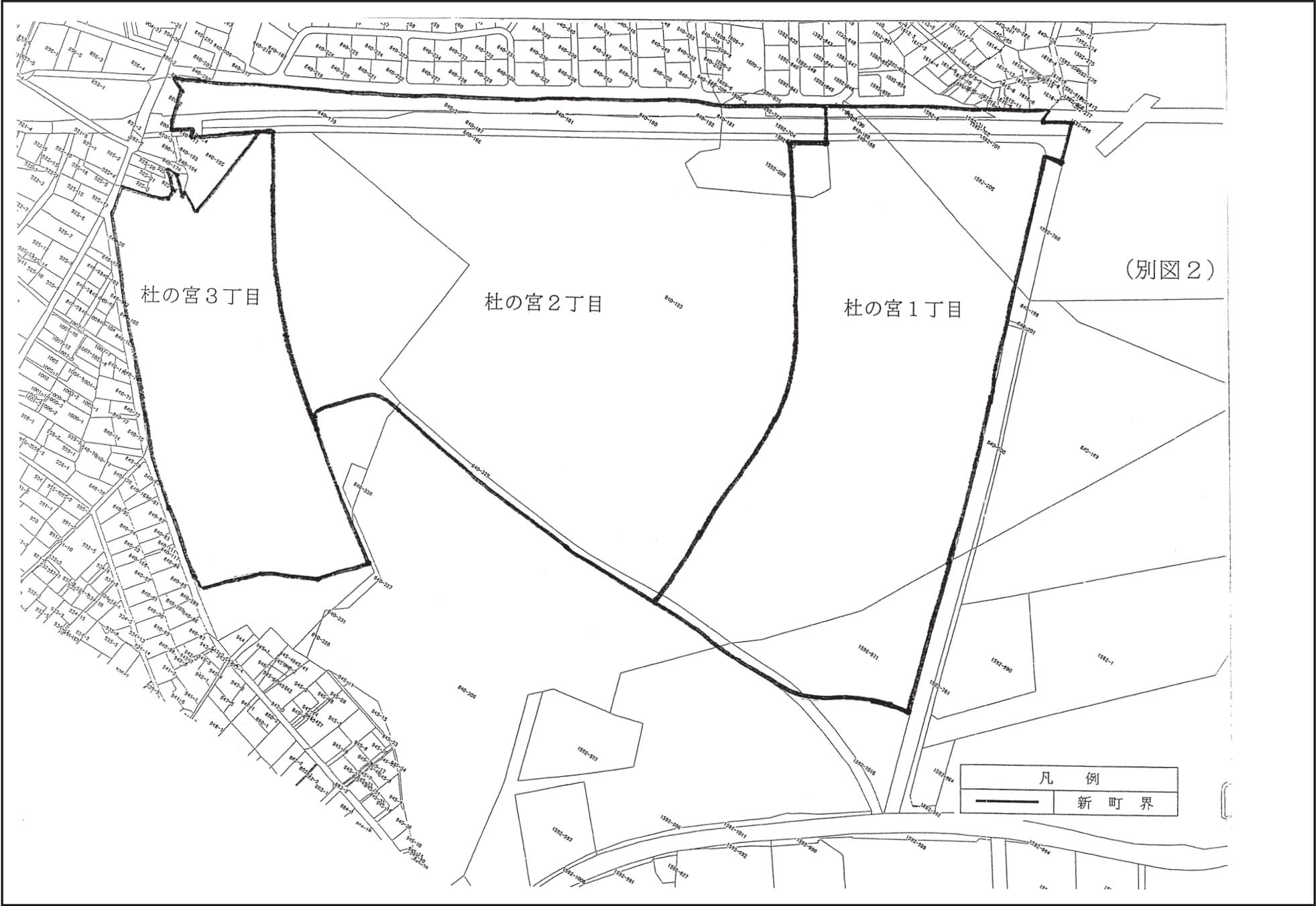
上記処分は、平成19年9月1日から効力を生ずるものとする。

平成19年 8 月 31 日

福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の字の区域に別図2のように町の区域を設定する。





福岡県告示第1611号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

宮田都市計画道路を変更（宮田都市計画道路3・5・1号桐野太蔵線、3・4・2号羅漢龍徳線、3・5・3号龍徳鴨生田線及び3・5・4号宮田本白線の変更）

福岡県告示第1612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉那珂	一般国道	200号	前	筑紫野市大字山家3168番1先から 朝倉郡筑前町大字朝日277番2先まで	19.0 ～ 73.0	2,805.4
			後	筑紫野市大字山家3168番1先から 朝倉郡筑前町大字中牟田1177番1先まで	18.7 ～ 73.8	3,691.2

福岡県告示第1613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年8月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉那珂	200号	筑紫野市大字山家3168番1先から 朝倉郡筑前町大字中牟田1177番1先まで

福岡県告示第1614号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長(メートル)	備 考
朝倉那珂	県道	筑紫野三輪線	前	筑紫野市大字山家5217番1先から 朝倉郡筑前町大字砥上140番先まで	5.4 ～ 22.0	2,920.4	
			前	同上	6.6 ～ 76.0	3,800.7	うち一般国道200号重用延長1,300.7メートル

後	朝倉郡筑前町大字二243番2先から同郡同町大字砥上140番先まで	5.4 ~ 31.6	4,461.0	うち一般国道200号重用延長1,540.6メートル
後	同上	7.5 ~ 76.0	8,227.1	うち一般国道200号重用延長5,703.1メートル

福岡県告示第1615号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成19年6月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要 () 内は表示成分									違反の内容	
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	T D N %	M E kcal / kg	その他の検査 %		
門司飼料株式会社 門司工場 北九州市門司区小森江1-3-1	同 左	協同飼料 ティラ17 (成鶏飼育用配合飼料)	平成 19年 6月	(17.0) 17.6	(3.0) 4.3	(2.60) 3.65	(0.55) 0.58	(6.0) 2.8	(14.0) 11.8		(2,800) 2,804			
		協同飼料 ママ7スウィートR (ほ乳期子豚育成用配合飼料)	平成 19年 6月	(23.0) 24.1	(6.0) 7.7	(0.70) 0.79	(0.60) 0.75	(1.5) 0.9	(8.5) 6.0	(90.0) 90.1				
		協同飼料 ママ7スピリットR (ほ乳期子豚育成用配合飼料)	平成 19年 6月	(21.0) 22.6	(4.0) 7.4	(0.70) 0.79	(0.60) 0.74	(2.0) 1.3	(8.5) 5.6	(85.5) 85.8				
		協同飼料 混合飼料 (とうもろこし・魚粉二種混合飼料)	平成 19年 5月	(8.0) 11.1	4.0	0.17	0.28	2.0	(3.0) 1.8					

伊藤忠飼料株式会社 門司工場 北九州市門司区田野 浦海岸15 - 86	同 左	イトーチュー レイヤー17M (成鶏飼育用配合飼 料)	平成 19年 5月	(17.0) 18.1	(3.0) 4.5	(2.80) 4.17	(0.45) 0.54	(5.0) 3.0	(14.5) 12.9	(2,800) 2,801		
		イトーチュー ニュースターターB (中すう育成用配合 飼料)	平成 19年 6月	(17.0) 18.1	(2.5) 4.8	(0.80) 1.04	(0.55) 0.70	(6.0) 3.5	(8.0) 5.8	(2,900) 2,900		
		イトーチュー ママ・セルダ(M) (種豚飼育用配合飼 料)	平成 19年 5月	(14.5) 15.9	(2.5) 3.7	(0.70) 0.84	(0.50) 0.69	(8.0) 3.6	(8.0) 5.9	(72.0) 72.0		
石橋工業株式会社 福岡工場 福岡市中央区那の津 5 - 9 - 3	同 左	飼料用外国産大麦皮 むき圧ぺん	平成 19年 6月	10.7	表 2.2	示 0.03	な 0.30	し 3.6	2.1			
		自家配合用加熱圧ペ んとうもろこし	平成 19年 6月	7.8	表 3.9	示 0.06	な 0.26	し 2.8	1.6			
		ライ麦圧ぺん	平成 19年 6月	9.8	表 1.4	示 0.03	な 0.27	し 1.9	1.5			
ジェイエイ北九州く みあい飼料株式会社 福岡工場 福岡市中央区那の津 5 - 2 - 14	同 左	くみあい配合飼料 アクションBペレッ ト	平成 19年 6月	(15.5) 15.5	(2.5) 3.9	(0.45) 0.67	(0.40) 0.52	(6.0) 2.9	(9.0) 4.3	(77.0) 77.1		
		くみあい配合飼料 パワーレイヤー17Y	平成 19年 6月	(17.0) 17.7	(3.0) 4.1	(2.80) 4.13	(0.35) 0.51	(5.0) 2.8	(13.0) 12.8	(2,800) 2,802		
		くみあい配合飼料 福岡経産牛肥育用	平成 19年 6月	(11.5) 12.0	(2.0) 3.4	(0.05) 0.24	(0.25) 0.43	(10.0) 3.9	(10.0) 3.5	(74.0) 74.5		

- 1 保安林予定森林の所在場所
 田川郡赤村大字赤字打ヶ畑1795・字花庭1801・字ザルヲ1806の2（以上の3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1619号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除に係る保安林の所在場所
 築上郡築上町大字上り松137の3、193の2
- 2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
 農道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び築上町役場に備え

置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1620号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、同法第34条に規定する業務を行う者として指定した障害者就業・生活支援センターについて、変更の届出があったので、同法第35条において準用する同法第27条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 障害者就業・生活支援センターの名称及び住所

(1) 名称

社会福祉法人上横山保育会

障害者就業・生活支援センター「デュナミス」

(2) 住所

八女市上陽町上横山4001番地

2 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地

変 更 前	変 更 後	変更の時期
八女郡広川町大字新代1110番地グ ランセラーノ1階A号	八女郡広川町大字新代1110番地グ ランセラーノ1階A・B号室	平成19年8月1日

福岡県告示第1621号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市大字東1760番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区大手門2丁目1番34号

株式会社NIPPPOコーポレーション九州支店
常務執行役員支店長 藤居 光夫

福岡県告示第1622号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
前原市大字高祖字大鷲1088番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
前原市大字高祖1459番地
野口 欣美子

福岡県告示第1623号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年8月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人白い杖
 - (2) 代表者の氏名
藤田 綾子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区天神5丁目1番109号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者が往来する時の危険物の排除活動、地域住民が協力しながら安全な歩行が出来る教育活動、および視覚障害者誘導システムに関することを行い、障害者の福祉に寄与することを目的としている。

福岡県告示第1624号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年8月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人みるくはうす
 - (2) 代表者の氏名
山口 世津子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県朝倉郡筑前町依井891番地
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、共同作業所の設置により雇用の機会を提供する事業を行い、職業能力の開発を図ることにより、障害者の福祉に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1625号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年8月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人サンシャイン・ネットワーク

(2) 代表者の氏名

副田 茂喜

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神2丁目3番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての人々に対して、青少年の健全育成、犯罪予防、少子高齢化対策、環境保全、人権擁護及び国際交流事業を行い、明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1626号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年8月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人わくわくシニア

(2) 代表者の氏名

本村 博史

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市朱雀4丁目5番14号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、太宰府市をはじめ福岡都市圏の高齢者を含む元気な人達が、そうでない人たちの支援をしたり、地域の安全や子供の健全な育成への協力、元気なまちづくりへの参画や、個々人で出来る地域環境保全の取組みの拡大など、高齢者ならではの智慧を出し合って、全世代の人達と共に、市民・地域のために貢献することを目的とする。

福岡県告示第1627号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年8月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人子育てサポートぽぴんず

(2) 代表者の氏名

藤本 史子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市石坂2丁目15番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子供を持つ家庭の育児支援と子育ての中の家庭の肉体的及び精神的負担を軽減しゆとりある子育てを目指し、地域社会全体で子供の健全育成を図ることを目的とする。

福岡県告示第1628号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年8月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人えふネット福岡

(2) 代表者の氏名

福地 幸子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宗像市土穴一丁目14番10号フォーレスト宗像102号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、コミュニティビジネスに関する事業、エコデザイン商品の市場調査・研究などの事業を行い、循環型社会形成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	一般国道	495号	前	古賀市花見東6丁目1891番4先から 同市花見東1丁目1851番33先まで	14.2 ～ 30.0	787.0
			後	同上	14.2 ～ 30.0	787.0

福岡県告示第1630号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年8月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	小竹線 下府線	糟屋郡新宮町大字上府1267番2先から 同郡同町下府2丁目1257番1先まで

福岡県告示第1631号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称、条項、当該使用の開始日及び対象手続を公示する。ただし、当該対象手続に係る申請等は、同規則第4条第4項ただし書の規定により、電子署名を要しないものとする。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

手続等の根拠となる法令 又は条例等の名称	条 項	使用の開始日	対象手続
宅地建物取引業法（昭和 27年法律第176号）	第 9 条、第20条、第 21条及び第50条第 2 項	平成19年 9 月 3 日	免許申請事項の変更 の届出、主任者の資 格登録簿登録事項の 変更登録申請、主任 者の死亡等の届出及 び業務を行う場所の 届出

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成19年 8 月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- 警察コミュニケーションシステム用サーバ等賃貸借
- 警察コミュニケーションシステム用通信回線機器賃貸借
- 警察コミュニケーションシステム用プリンタ装置賃貸借
- 人事・給与管理業務用サーバ・端末装置等賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後 2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き 2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション
- イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092 - 641 - 7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付時期
- この公告の日から平成19年9月28日（金）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知

- 入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称
- ア 警察コミュニケーションシステム用サーバ等賃貸借（契約番号）
- イ 警察コミュニケーションシステム用通信回線機器賃貸借（契約番号）
- ウ 警察コミュニケーションシステム用プリンタ装置賃貸借（契約番号）
- エ 人事・給与管理業務用サーバ・端末装置等賃貸借（契約番号）
- (2) 契約内容及び特質等
- 入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
- ア 契約番号 、 、
- 平成20年1月1日から平成24年12月31日までの間
- イ 契約番号
- 平成20年1月1日から平成26年12月31日までの間
- (4) 納入場所
- 福岡県警察本部総務部情報管理課が指定する場所
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
- 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約

の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の③の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年10月11日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

ア 契約番号

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又は同規模の実績をもつA（履行証明書を提出すること）

イ 契約番号 、 、

大分類	中分類	業種名	等級

13	08	リース・レンタル	AA又はA
----	----	----------	-------

(2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2243

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年8月31日（金）から平成19年10月10日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成19年10月11日（木）午後6時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日付

平成19年10月12日（金）

(2) 時間

ア 契約番号 午前10時00分

イ 契約番号 午前10時20分

ウ 契約番号 午前10時40分

エ 契約番号 午前11時00分

(3) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Articles and Quantity
 - a. Long term leasing contract for equipment and devices that are to be used for the Police Communication System:
 - i. Server computers (Contract No.1)
 - ii. Devices for the communication lines (Contract No.2)
 - iii. Printers (Contract No.3)
 - b. Long term leasing contract for server computers and terminal computers and some other devices for personnel management and payroll administration (Contract No.4)
- (2) Time Limit of Tender
6:00 PM on October 11, 2007
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
Tel 092-641-4141 (Ext. 2243)

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
行政処分用ページプリンタ等機器賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
平成19年11月1日から平成22年10月31日までの間
- (4) 納入場所

福岡県警察本部交通部運転免許管理課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年10月1日現在において、次の条件を全て満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又はA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められるもの。
- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て

がなされていない者。

- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2243

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

- (1) 平成19年8月31日（金）から平成19年9月28日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成19年10月1日（月） 午後6時00分

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成19年10月2日（火） 午前10時20分

(2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

